

平成29年度

「二国間クレジット制度（JCM）に係る
地球温暖化対策技術の普及等推進事業」

（戦略的案組組成調査）

に係る公募要領

平成29年6月5日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

国際部地球環境対策推進室

「二国間クレジット制度（JCM）に係る地球温暖化対策技術の普及等推進事業」
（戦略的案件組成調査）に係る公募について
（平成29年6月5日）

1. 件名

「二国間クレジット制度（JCM）に係る地球温暖化対策技術の普及等推進事業」
（戦略的案件組成調査）」

2. 調査概要

（1） 調査目的

2016年11月、地球温暖化対策の国際枠組であるパリ協定が発効し、途上国も含めたすべての国が、産業革命前からの気温の上昇を、2℃を十分に下回る水準に抑えることを目標とした地球規模の温暖化対策に取り組むこととなりました。

我が国は従来から徹底した省エネルギー対策を実施するとともに、新エネルギー等の技術開発を積極的に実施することで温室効果ガスの排出削減に貢献してきていますが、全世界の排出量に占める我が国のシェアは低下傾向にあるため、パリ協定の目標を達成するためには、日本国内の排出削減を進めるだけでなく、経済発展に伴い温室効果ガス排出量が急増している途上国の温室効果ガス排出削減・吸収に貢献していくことがますます重要となっています。

そのため、NEDOは、それらの国において環境調和と経済成長の両立を果たし得る我が国の優れた低炭素技術・システムの有効性を最大限に引き出し、その担い手となる企業が積極的に事業化・商用化を進められる戦略的な案件を組成することを目的とした調査の実施者を広く募集します。

本調査は、JCMを構築した国をはじめとする地球温暖化対策が必要と見込まれる国において、エネルギー起源の低炭素技術・システムによる温室効果ガス排出削減を実現する戦略的な案件を組成するとともに、その温室効果ガス排出削減量の定量化方法も特定し、もって国際貢献に資するものを対象とします。

※これまでNEDOが実施してきた「二国間クレジット制度（JCM）に係る地球温暖化対策技術の普及等推進事業」は今年度で終了するため、本調査の成果については、今後の地球温暖化対策に係る新制度設計に有効活用していきます。したがって、本調査の採択によって次年度以降の予算について確約するものではありません。

（2） 調査対象案件

本調査が対象とする案件は、以下の要件を満たすものとします。

- 海外展開する上で、相手国で当該技術・システムを普及させるための技術的な課題があり、その克服が必要なものであること

- 相手国において当該技術・システムの普及を促進させる制度や規制、規格の整備が必要又は有効であって、案件の実現がそれらに寄与するものであること
- 地球温暖化対策として、我が国の貢献による温室効果ガス排出削減量を「定量化」し得るものであること
- 日本の低炭素技術の高付加価値化・最適化を図り、その競争力を高めるものであること（例：I o T等ICTによるビッグデータの活用・分析、システム監視や制御等）

（３） 実施形態

本調査は、委託事業として実施します。

（４） 調査内容

本調査は、以下の項目を含むものとします。

- 当該技術・システムを海外展開する上で、相手国におけるその初期段階・普及段階それぞれで克服すべき案件課題の抽出及び課題解決策の提案
- 相手国において当該技術・システムの普及を促進させるために必要な制度や規制、規格等の現状と課題
- 制度整備を実施することによって、調査対象案件が得られる具体的効果
- 温室効果ガス削減のポテンシャルがあること及びその定量化の手法（JCM方法論ガイドライン又はISO14064-2等に基づいて特定する）

（５） 調査対象国

調査対象とする国については特定の国に限定するものではありません。JCMを構築した国をはじめとする、地球温暖化対策が必要と見込まれる国を対象とします。

（６） 調査対象分野

地球規模での温室効果ガス排出削減・吸収に寄与し、我が国が先導でき、優位性を発揮し得るエネルギー起源の低炭素技術・システムを対象とします。ただし、大規模に導入することが可能で、大きな排出削減ポテンシャルが期待できる事業の組成に寄与する技術・システムを重視します（原子力を除く）。

（７） 調査期間

調査期間はNEDOが指定する日から最長平成30年2月28日（水）までとします。

（８） 調査規模

調査規模は以下のとおりです。ただし、変動することもありますのでご注意ください。

- 総額300百万円程度

- 20百万円～50百万円/件 程度

3. 応募要領

(1) 応募資格

以下の全ての条件を満たすことのできる、単独又は複数で受託を希望する企業等とします。ただし、公益法人、独立行政法人、大学等は除きます。

なお、複数者による共同提案も認めますが、その場合は必ず本調査の責任者となる幹事法人を定め、各企業等間の責任と役割を明確にして下さい。ただし、再委託は原則不可とします。やむを得ず再委託する場合は合理的理由を提示していただきます。

- 日本法人（登記法人）であること
- 本調査を適切に遂行するための十分な組織、人員、知見等を有していること
- 本調査を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること
- N E D O及び経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置等に該当していないこと

(2) 応募方法

提案者は本公募要領等に従って提案書類を作成し、「(5) 提出先」へご提出下さい。F A X及びE - M A I Lでの提案書類の提出は受け付けませんので、必ず郵送・宅配、または持参にてご提出ください。

提案書類は当該審査のためにのみ使用します。また、これらの書類は、返却できませんので予めご了承ください。なお、ご提出の際は「(3) 提案書作成上の留意点」を必ずご確認ください。

以下の公募関連書類はN E D Oホームページからダウンロードできますので、ご参照下さい。

- 仕様書（P D Fファイル形式）
- 提案書（提出用）（Microsoft Word ファイル形式）
- Study Summary（Microsoft Word ファイル形式）
- 調査委託契約標準契約書雛型（P D Fファイル形式）

(3) 提案書作成上の留意点

次のいずれかの項目に該当する応募はご遠慮ください。

- 内容の希薄なもの
- 利用可能な既存調査があるもの
- 日本政府及び関係機関による公的資金事業等で既に採択されている調査と全部あるいは一部の内容が重複するもの

- 調査対象案件実施にあたって必要となる環境社会への配慮が不十分なもの
- 調査費用に対して調査の内容が不十分となるもの

(4) 提出期限

提出期限は以下のとおりです。なお、応募状況等により公募期間を延長する場合は、NEDOホームページにてお知らせします。

平成29年7月4日（火） 正午必着（郵送、宅配または持参）

(5) 提出先

ア. 郵送・宅配の場合

以下の宛先に、「提案書在中」と朱書きの上、書留郵便等の配達記録が残る方法でご提出ください。

〒212-8554

神奈川県川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎セントラルタワー18階

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

国際部地球環境対策推進室 公募事務局 宛

イ. 持参の場合

ミューザ川崎セントラルタワー16階のNEDO「総合案内」の指示に従い、ご提出ください。

なお、提出期限までに到着しなかった提案書は、いかなる理由であろうとも無効となりますので、ご注意ください。

(6) 公募説明会

当該公募の内容、契約に係る手続き、提出する書類等についての説明会を以下の日程にて開催します。説明は日本語で行います。公募説明会へ参加を希望される方は、NEDOホームページの本公募要領掲載画面の2. 説明会「申し込みはこちらから」ボタンより各回の締め切りまでにお申し込み下さい。公募説明会への出席は提案応募の必要条件ではありません。なお、参加人数により、一社当たりの人数の制限、参加回の調整をさせていただく場合がございます。当日は公募資料に基づき説明しますので、本公募要領をお持ち下さい。

< 第一回説明会（東京会場） >

日時：平成29年6月9日（金） 16時00分～17時00分（受付開始 15：45）

場所：NEDO分室第1・第2会議室

東京都千代田区霞が関1-4-2 大同生命霞ヶ関ビル12階

参加申し込み期限：平成29年6月8日（木） 正午

<第二回説明会（川崎会場）>

日時：平成29年6月13日（火）10時00分～11時00分（受付開始9：45）

場所：NEDO 本部会議室

神奈川県川崎市幸区大宮町1310番 ミューザ川崎セントラルタワー（総合案内16階）

※来構の場合は、16階「総合案内」で指示に従ってください。

参加申し込み期限：平成29年6月12日（月）正午

（7） 問い合わせ先

本公募に関するお問い合わせは、下記までご連絡ください。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

国際部 地球環境対策推進室

担当者：小林、遠山、坂田

TEL：044-520-5185

FAX：044-520-5196

E-MAIL：askjcm@ml.nedo.go.jp

4. 委託先選定

（1） 審査方法

NEDO内部及び外部有識者にて提案書類の内容を審査し、最終的にNEDO内部に設置する契約・助成審査委員会での審議を経た後、委託先を決定します。なお、審査の過程で、必要に応じてヒアリングや資料の追加等をお願いする場合があります。

（2） 審査基準

審査基準は以下のとおりです。

- 「3.（1）応募資格」に示された応募資格を満たしており、必要な項目を記入した提案書類が提出されていること
- 提案内容が本調査の目的に合致しており、経費が適正であること
- 我が国の優れた技術・システム、ノウハウ等の活用が見込まれていること
- 当該技術・システムの関連分野に関する知見を有していること
- 活用される日本の技術・システムの広範な普及促進に資するものであること
- 本調査実施により調査対象案件の事業化・商用化につながる可能性が高いこと
- 相手国にて制度や規制、規格を整備する必要が認められること
- 調査対象案件実施により当該技術・システムを大規模に導入することが可能、且つ普及による排出削減効果も高いこと
- 調査対象案件実施による温室効果ガス排出削減量を定量化する手法の開発の可能性

が高いこと

- 調査対象案件の実施体制が構築されていること
- 実施方法、実施スケジュールが現実的であること
- 実施方法等について、本調査の成果を高めるための効果的な工夫がみられること

(3) 委託先の決定及び通知について

ア. 採択までの概略スケジュール

公募開始から採択までは、以下のとおりです。

- 公募開始：平成29年6月5日（月）
- 公募締め切り：平成29年7月4日（火）
- 採否決定及び通知：平成29年8月下旬

イ. 採択結果の公表等について

採択となった提案については、その旨を当該提案者に対して通知するとともに、提案者名、調査テーマ、概要等をNEDOのホームページで公表します。

不採択となった提案については、当該提案者に対し不採択理由と共に不採択の旨を通知し、提案者名、調査テーマ、概要等を含めて提案書類等の内容は原則公表しません。

ウ. 付帯条件

採択にあたって付帯条件がある場合（例：契約形態等）は採択通知に明記します。30日以内に条件が満たされない場合は採択が失効されることがあります。

エ. その他

NEDOと委託先との「調査委託契約」にあたり、当該調査の実施計画書を提出していただきます。調査内容・調査工程・調査費用は、採択後委託先と協議の上、変更することがあります。

なお、実施計画書と提案書の内容に著しい不整合があった場合は、採択を取り消すことがあります。

5. 留意事項

(1) 重複の禁止

採択となった場合、提案内容が他の補助・委託事業の内容と重複しないでください。

(2) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下、「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成20年12月3日経済産業省策定。以

下、「不正使用等指針」という^{*1}。)及び、「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」(平成16年4月1日16年度機構達第1号。NEDO策定。以下、「補助金停止等機構達」という^{*2}。)に基づき、当機構は資金配分機関として必要な措置を講じることとします。あわせて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

※1. 「不正使用等指針」についてはこちらをご参照下さい：経済産業省ホームページ

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin>

※2. 「補助金停止等機構達」についてはこちらをご覧ください：NEDOホームページ

<http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html>

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

【本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合】

- ア. 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。
- イ. 不正使用等を行った事業者等に対し、当機構との契約締結や補助金等の交付を停止します。(補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大6年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。)
- ウ. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者(善管注意義務に違反した者を含みます。以下同じ。)に対し、当機構の事業への応募を制限します。(不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降1～5年間の応募を制限します。また、私的な流用が確認された場合には、10年間の応募を制限します。)
- エ. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にもア～ウの措置を講じることがあります。
- オ. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名(研究者名)及び不正の内容等について公表します。

【不正使用等指針に基づく体制整備等の実施状況報告等について】

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにして下さい。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、当機構では、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

(3) 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成19年12月26日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という^{※3}。）及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」（平成20年2月1日19年度機構達第17号。NEDO策定。以下「研究不正機構達」という^{※4}。）に基づき、当機構は資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。

※3. 研究不正指針についてはこちらをご参照下さい： 経済産業省ホームページ

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html>

※4. 研究不正機構達についてはこちらをご参照下さい： NEDOホームページ

<http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html>

そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

【本事業において不正行為があると認められた場合】

- ア. 当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
- イ. 不正行為に関与した者に対し、当機構の事業への翌年度以降の応募を制限します。
(応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降2～10年間)
- ウ. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、当機構の事業への翌年度以降の応募を制限します。(応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1～3年間)
- エ. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記ウにより一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。

オ. NEDOは不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

【過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合】

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含みます。）については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めて下さい。

(4) NEDOにおける研究不正等の告発受付窓口

NEDOにおける公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構

検査・業務管理部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310

TEL：044-520-5131

FAX：044-520-5133

E-MAIL：helpdesk-2@ml.nedo.go.jp

HP：研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口

<<http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu/index.html>>

(電話による受付平日：9時30分～12時00分、13時00分～18時00分)

(5) 独立行政法人の契約に係る情報の公表

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づき、採択決定後、別紙のとおり、NEDOとの関係に係る情報をNEDOのホームページで公表することがございます。ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、案件への応募をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。